

(参考資料 第 15 条関係)

# 理 由 書

令和 年 月 日

門真市長 宮本 一孝 様

(申請者) 住所

氏名

実印

今般、公共用地（ 敷）との境界を確認するにあたり、通常既境界確定図書を門真市に返却すべきところ、下記理由により返却する事が出来ません。

しかし、今後については、今回作成する確定図書を、正当な境界確定図書として扱いますので、境界の確認をお願いいたします。

なお、既境界確定図書について、問題が生じた場合は、当方によって責任を持って対処します。

記

理 由

既境界確定図書

年 月 日付

第 号